

平成30年分 「譲渡所得を有する場合の 所得税等確定申告」について

税務署の指導等により、今年度（平成30年分）より、譲渡所得を有する場合については、原則、日野町役場では相談を受け付けませんので、税務署において確定申告をしていただきますようお願い致します。

例

- ◆土地や建物などを売却したときの譲渡所得
- ◆株を売った際の譲渡所得 など

申告場所

近江八幡税務署（近江八幡市桜宮町243の2）

TEL：0748-33-3141（代表）

申告会場開設期間

平成31年2月18日（月）～平成31年3月15日（金）

※還付申告は、平成31年1月4日（金）より提出出来ます。ただし、申告会場の開設期間は上記のとおりですので、長時間お待ちいただく場合がありますのでご注意ください。

※土日の申告相談は行っていません。

申告相談受付

◇当日16時まで

会場の混雑状況により、早めに受付を終了される場合がありますのでご注意ください。



確定申告はご自宅のパソコンからも行うことが出来ます。

詳しくは近江八幡税務署まで！